災害等における正蓮寺川利水施設の緊急的な応急復旧工事に関する協定書（案）

独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長（以下「甲」という。）と〇〇株式会社取締役社長（以下「乙」という。）は、地震・津波・大雨等、異常な自然現象及び予期できない事象による災害又は事故、漏水（以下「災害等」という。）における正蓮寺川利水施設の緊急的な応急復旧及び補修工事（以下「工事」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は､独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社淀川本部中津川管理室(以下「機構」という。）が管理する正蓮寺川利水施設（以下「施設」という。）において発生した災害等または、施設の災害等に起因して発生した事象の工事に関し、これに必要な建設機械、資機材、及び作業員（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方が確保及び動員の方法を定め、災害等の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（工事の範囲）

第２条　工事の範囲は、正蓮寺川利水施設（土木・建築施設）（電気機械設備を除く））」の応急復旧工事とする。

①取水樋門（取水口、暗渠、制水塔、管理橋）

②高見機場建家

③高見機場（建家を除く）

④六軒家川水路（連絡水路、調節水門、水路、吐出水門、導流工）

（業務の実施体制）

第３条　甲は、施設に災害等が発生し、又は災害等の発生が予見され、必要と認められるときは、被害状況に応じ書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

２　乙は、要請を受けた場合、直ちに被害状況を把握し、書面又は電話等の方法により甲が指定する業務区域管理者（中津川管理室長（以下「室長」という。））に報告し、甲又は室長の指示による当該被害の工事を実施するものとする。

３　乙は、前項の工事を実施する場合、速やかに現場代理人、主任技術者を定め、書面又は電話等の方法により室長に報告するものとする。

４　工事の実施体制を電話等により行った場合には、速やかに書面にて整理するものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第４条 乙は、工事に際し調達可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

２．乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅延なくその資料を甲に提出するものとする。

３．甲は、甲が保有する建設資機材について、協定締結後速やかに書面により乙に通知するものとする。

４．甲及び乙は、この協定に基づく災害等の応急復旧に関し双方の要請があったときは特別な理由がない限り相互に建設資機材を提供するものとする。

（契約の締結）

第５条　甲は、第３条第１項により乙に出動を要請したときは、遅延なく別途請負契約を締結するものとする。なお、乙は、請負契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入するものとする。

（工事の完了確認と報告）

第６条　第３条第３項で定めた現場代理人は、工事を完了したときには、電話等の方法により直ちに室長に対しその旨を報告し、速やかに甲又は室長の確認を受けるものとする。

また、その後速やかに、作業開始日時、作業完了日時及び使用した建設資機材等を書面（様式は自由）にて室長に報告するものとする。

（費用の請求）

第７条　乙は、工事完了後速やかに、当該工事に要した費用を第５条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第８条　甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第５条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（有効期限等）

第９条　この協定の有効期限は、協定締結当日から令和３年３月３１日までとする。

ただし、有効期限満了の１ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

なお、延長の際に乙は、事前に提出している技術者数の時点修正を行い、甲に提出するものとする。

２　甲又は乙のいずれかがこの協定の全部又は一部を廃止、若しくは改定しようとする時は、書面をもって相手方に意思表示をしなければならない。

３　前項の意思表示がある場合は、甲、乙双方の協議により、協定の廃止又は改定を速やかに行う。

４　乙に取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等が有った場合、甲は書面による通知をもって協定解除を行うことができるものとする。また、甲又は乙から申し出があった場合は、協定を解除することができる。

（損害の負担）

第10条　工事の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ばした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後遅滞なく、その処置について甲、乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項、又は、この協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

（附則）

第12条　この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各１通を保有する。

令和元年　　月　　日

甲　独立行政法人水資源機構
　　関西・吉野川支社長　　北牧　正之

乙　　〇〇株式会社
　　取締役社長